
自然保護アピール

Strix 5 : 99-111 (1986)

タンチョウ保護の全体構想¹

日本野鳥の会ツル保護特別委員会事務局²

はじめに

タンチョウ *Grus japonensis* は、日本では北海道東部、近隣諸国ではソビエト連邦アムール川流域およびハンカ平野と中華人民共和国東北部のみで繁殖し、その総個体数は1000羽から1300羽程度と推定されている (Masatomi 1985)。日本で繁殖するタンチョウは、航空機からのカウントなどにより、1985年繁殖期で231羽が記録されている (北海道 1986)。

北海道のタンチョウは、いくたびかの危機を伝えられながらも、越冬期の給餌を中心とした地元の人々の熱心な保護活動に支えられて、1985~1986年越冬期には、地上からの一斉カウントで391羽を記録することができた (北海道 1986)。この保護活動をはじめとして、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、文化財保護法、自然公園法、ラムサール条約などによる保護施策が、タンチョウ個体群の保護に果してきた役割は決して小さいものではなかった。しかし、百瀬・中村 (1983) の指摘にあるように、給餌場への極端な集中、生息環境そのものの保護への取り組みの立ち遅れ、調査研究態勢の不備など、タンチョウを取り巻く環境は決して楽観を許さない状況にあるといえる。

日本野鳥の会は、このような背景を受けて、野生のツルを絶滅から守るため、生息地を確保し人間とのより良い共存を確立させることを目的に、ツル保護特別委員会を1985年に発足させた。その後の委員会や現地シンポジウムなど、ツルにかかわる人々が知恵を出し合う活動の成果として、北海道に生息するタンチョウ保護の全体構想と越冬期給餌場サンクチュアリを中心とした越冬期の保護についての基本構想が、「鶴居村サンクチュアリ基本構想」として策定された (日本野鳥の会ツル保護特別委員会 1986)。この中から、タンチョウ保護の全体構想にかかわる部分を紹介し、今後のタンチョウ保護活動の指針としたい。

ツル保護の目的と方法

【1】絶滅に瀕した野生動物保護の背景

人類は、地球上に出現して以来、非常に多くの野生動物の絶滅に関与してきた。それは、狩猟 (食料や産業用資材を得るため、あるいは単なるスポーツの対象として) といった直接的な圧力の場合もあったし、生息地の破壊や人間とともに移り住んだ家畜などによる間

1986年11月10日受理

1. 執筆者 有田一郎 (日本野鳥の会保護部)

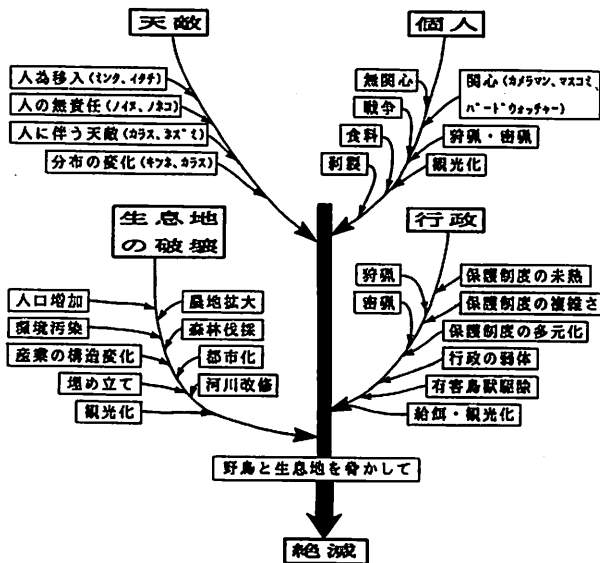
2. 〒150 渋谷区渋谷1-1-4 青山フラワービル (財)日本野鳥の会

接的な圧力の場合もあった。なかでも、西暦1600年代以降現代までの絶滅の速度はほとんど加速度的であった。この間に地球上で、200種を超える野生動物が絶滅したといわれるが、その絶滅の大半に人間が関与したと考えられている。

このような歴史的事実をふまえて、絶滅に瀕した野生動物を保護せねばならないとする主張は、次のような考え方をその背景としている。

地球上に生息する野生の動物は、

- 経済的な価値を持つ……人間の産業活動（特に第一次産業）の中で様々な有益性を示す。
- 科学的な価値を持つ……解明されていないことの方が多自然界において、絶滅は、その種から得られたであろう様々な知識・可能性を永遠に失うことを意味する。未評価の遺伝子資源（ジーン・プール）という見方もされている。
- 生態系を安定させる……生態系を構成する生物が多様であるほど、その生態系は安定するといわれている。
- 子孫に残すべき文化遺産…現代に居合わせた我々は、現在の地球とその自然を、より良い状況で子孫に伝える責任がある。今の自然を、我々の代限りとする権利は我々にはない。また日本の自然は、日本人のみならず、人類共通の財産である。
- 人類の明日への指標……野生動物の住めないような環境、動物が絶滅していくような状況は、果たして人間が生きてゆける環境なのだろうか。人間の生活環境の指標としての野生動物。
- やすらぎ感をあたえる……鳥をはじめとする自然は、人々にやすらぎ感やゆとりをあたえてくれる。
- 心の豊さ……生命を大切に思う心を尊重し、育ててゆきたい。



【2】絶滅への図式

人間が関与した絶滅とはどのようにして起こるのか。野鳥とその生息地の保全を阻害する要因の一部を示したのが、図1である。

野鳥とその生息地を脅かすこれらの要因を、ひとつひとつ排除・解決すれば、野鳥は守られる。しかし、実際には様々な要因が複雑にからみあい、その中でも特に強く影響している要因は、種によって、あるいは同種であっても生息地によって異なっている。

図1. 絶滅への図式 (要因の一部)。

【3】ツル保護の目的と方法

絶滅に瀕した野鳥の保護のために排除・解決すべき要因は、複雑にからまりあっている。したがって、ツル保護のための全体構想を策定するためには、個々の要件を拾い出す作業では、全体像を見誤る可能性がある。ここでは、「ツルを保護するためには」をキーとして、ツル保護の目的と方法をオペレーション・リサーチ展開し、ツル保護の全体構想の骨格をおさえた。この展開から明かになったのは、ツルを保護するためには、大きく

(1) ツルをとりまく社会環境を改善する

* 地域社会、一般社会、国際社会、政財界での理解を深める

(2) ツルとその生息環境を改善する

* 種としてのツルを保護する

* ツルの生息する自然環境を保護する

(3) 保護活動の活動母体をつくる

* ツル保護ネットワークをつくる

* 活動基金をつくる

の3点がおさえられる必要があるということである。以後、各々の種についての保護戦略あるいは、個々の具体的なサンクチュアリ構想等の策定にあたっては、絶えずこれらの点がチェックされる必要がある。

タンチョウ保護の全体構想

ここでは、タンチョウの現状と保護施策の実態および上記のツル保護の骨格をもとに、タンチョウ保護の全体構想を策定する。具体的には、タンチョウとその生息地の存続に対する阻害要因の抽出と対策を検討して基本方針を決定し、実行主体とタイムスケジュールを加えて全体構想とするものである。

なお、タンチョウは極く少数が九州南部に冬鳥として渡来するが、ここでは対象を北海道東部に生息するタンチョウに限定する。

【1】保護をすすめる上で支障となりうる生活環境の特徴

1. 越冬期および秋期

◎対象となる個体：ほとんどすべてのタンチョウ個体

◎支障となりうる特徴

(1) 川、湿地、草地・農耕地などの採餌地を必要とする

積雪・凍結による餌の隠蔽・採餌困難。水面結氷による採餌地の減少。安全な採餌地であること。

(2) ねぐらとなりうる河川や湿地を必要とする

結氷によるねぐら適地の減少。安全なねぐらであること。

2. 繁殖期

◎対象となる個体：繁殖にたずさわる個体

◎支障となりうる特徴

(1) 営巣地として、質の高い湿地を必要とする

ヨシの密生地あるいは開潤地。付近に適当な採餌地。

(2) 営巣地として、広大な湿地を必要とする

1番いが1～4平方kmの湿原を要するといわれている。

(3) 育雛地として、多様な湿原を必要とする

採餌地…ある程度水位が高く、キタヨシ等のまばらな開けたところ。

ねぐら…比較的水位が低く、キタヨシ等のややまばらな部分。ハンノキ等の遮蔽林。

3. 繁殖期

◎対象となる個体：繁殖にたずさわらない個体

◎支障となりうる特徴

非繁殖個体（多くは若齢個体と思われる）については、現在のところほとんど調査されていないため、現段階での評価はむづかしい。しかし、個体群の年齢構成を維持するために、若鳥の生存は必須である。

(1) 広大な行動域を必要とするらしい。

(2) 農耕地に分散した場合、農作物への食害がありうる。

これらの支障となりうる諸点は、かつては自然条件の変化を受けて、場合によっては表面化し、タンチョウ個体群を左右してきたと考えられる。近年では、人間が自然環境に与える影響が、大規模かつ迅速なものとなり、これら諸点のいくつかは、支障として表面化してきている。中には、人間の意図的（人工給餌の場合など）あるいは意図せぬ結果（デントコーンの作付けが、秋期の餌源となっている場合など）が、危険を回避してきた事例もある。しかし、後者についていえば、農作物の食害への発展という問題を内包しているともいえる。

以下、タンチョウの生活環の中で、人間の行為を背景として、どのような障害が、タンチョウと人間のそれぞれに表面化しているかについて整理する。

【2】秋期のタンチョウの生息状況と問題点の抽出

1. 生息状況

湿原で繁殖期の生活を送ったタンチョウは、早い時には8月下旬から、普通9月上・中旬から10月にかけて越冬地へ移動を始める。秋の移動期のタンチョウは、デントコーン畑に採食なわばりを形成し、番いあるいは家族群単位で分散する。しかし、飛来数が増すにしたがって、採餌場やねぐらを共有する群ができあがってゆき、採餌場の餌が少なくなるとともに、給餌場へ集中しはじめる。12月にはいつてからの降雪と凍結は、給餌される餌への依存度をさらに高める。また、当初、湿地の小さな水たまりや流れにとっていたねぐらも、次第に流れのかなりある川や深みにはいるようになり、給餌場への集中とともに、ねぐら集団の大型化がおこる（正富 1974a）。

2. 問題点の抽出

(1) 秋期の分散は、餌となるデントコーン等の分布状況や、採餌場・ねぐらの安全性（人の立ち入り他）等によって毎年その状況が変わり、予測しがたい。

(2) 餌となるデントコーンなどの分布状況やその量、存在する時期等は、農作業の作業体系（秋起こしの有無など）や使用機械の変化（収穫効率の変化など）にともなって、これからも変わりうる。

(3) 分散状態から、餌のある場所への半ば強制的な集中は、かつて個体数が少なかった時代（昭和初期の冬期群で8から18羽 正富 1974a より）にもあったことだが、現在見ら

れる集中は、人為的かつ地域の自然が持つ許容量を越える個体数である。

【3】越冬期のタンチョウの生息状況と問題点の抽出

1. 生息状況

秋期にデントコーン畑等に分散していたタンチョウも、餌の偏在化（畑の餌の採餌困難化と給餌場での人工給餌）にともなって採餌集団を形成し、厳寒期には給餌場がほぼ群の存在場所であるとみなしてよい状況に至る（正富 1976）。総数20余か所の給餌場の中には、繁殖期の行動圏の近傍にあり、特定の番いを給餌対象としたものもあるが、ピーク時にはタンチョウ総個体数の約9割が、いわゆる3大給餌場と呼ばれる「阿寒町タンチョウ観察センター（阿寒町23線）」、「中雪裡給餌場（鶴居村中雪裡北14線）」、「下雪裡給餌場（鶴居村下雪裡第3）」に集中する。しかし、採餌は給餌場だけでおこなわれるのではなく、タンチョウは給餌場での採食以外に、三々五々付近の河川などに分散し、索餌、羽づくろいなどに時間を費やしている（正富 1974b）。

酷寒にさらされるタンチョウは、害敵からある程度安全でかつ湧水や流水のため結水しない開水面をもつ河川や湿地をねぐらとして選択する。ねぐらの選択には、安全性と不凍性のほか、給餌場への距離、流水速度、水深、自然餌の量、共同ねぐらの場合は、ねぐら集団の収容力などが関係してくるとも考えられるが、今のところよく分かってはいない（正富 1975）。

2. 問題点の抽出

(1) タンチョウ給餌人には、環境庁および北海道から餌まき手間賃などが支払われているが、いたって小額であり、給餌場のほとんどすべては給餌人個人の善意の上になりたっていると言ってよい状況にある。

(2) 給餌場のうち、法制度等によりその存続がある程度担保されているのは、自然休養村事業で観察舎が整備された、阿寒町タンチョウ観察センターだけである。他の大半の給餌場は、給餌人の転居や離農の可能性、後継者の有無など給餌場の存続に必ずしも楽観を許さない背景を持っている。

(3) 給餌場周辺の状況変化（市街地の拡大など）や河川改修によるねぐらの変更などによって、給餌場の利用状況は変化し、長期間のうちには消滅した給餌場もある。現在の給餌場がそのまま安定して将来も利用されるとは限らない。

(4) 餌の偏在化による分布の集中は、人工給餌開始以前にも見られたことであるが、現在給餌場で見られる集中は人為的であり、かつ地域の自然が持つ許容量を越える個体数と考えられる。

(5) 給餌場以外にも採餌適地である河川や開水面などがあると、タンチョウは広くそれらの地域に分散・索餌する。しかし、自然餌を冬期間採餌できる場の確保については、従来、ほとんど問題にされてこなかった。

(6) 明・暗渠排水や河川改修あるいは草地造成などが原因と推測される地下水位の変動により、地下水湧出による不凍水面が減少し、ねぐら適地が極度に制限されている。また、河川改修にあたり、治水とともにタンチョウのねぐらとしても兼用できるような形態にするという配慮は、今のところ払われてはいない（河川改修が行なわれても、条件が整えば、タンチョウはそこをねぐらとして利用している）。

(7) 主要給餌場周辺については、侵入防止柵など来訪者の利用規制が比較的ゆきとどい

ている。しかし、特にねぐらについては、カメラマンなどの接近が後を絶たず、ねぐらの安全性確保のうえで問題となっている。

(8) 人工給餌されるデントコーンの品質（農薬やかびによる汚染）や給餌場に飛来するドバト等を経由した伝染病病原菌の移入などが危惧されているが、実際にそれらを追跡・監視できる態勢はほとんどない。

(9) 越冬期は、給餌場など人間の生活域に近接して生息するため、給餌場やねぐら付近を中心に電力線への衝突事故を起こしやすい状況にある。

【4】繁殖期のタンチョウ（繁殖個体）の生息状況と問題点の抽出

1. 生息状況

1985年の調査によると（北海道 1986）、繁殖番い数は次のようである。

| | |
|---------------|----------------|
| 十勝地方……………3番い | 根室半島……………4番い |
| 釧路湿原……………15番い | 風蓮湖周辺……………21番い |
| 別寒辺牛川・厚岸…11番い | 野付周辺……………3番い |
| 霧多布周辺……………5番い | |

網走地方では同時期、タンチョウの生息は確認されなかった。

営巣環境として選好されるのは、ヨシの密生地あるいは開潤地であって、付近に小川や沼などの適当な採餌地があるところ（正富 1970）、あるいは、平均的にはヨシの割合が50%をいくぶん超えたヨシスゲ群をもとにして、ハンノキを主とする多少の低木が混在し、水域または裸地が1割程度混ざるところ（北海道 1986）といわれるが、いつれの報文でも触れられているとおり、変異の幅がたいへん広く、どの要因がどの程度働いているのかよく分かってはいない。1番いが必要とする湿地の広さは、2～7平方km（正富 1970）、最小限0.6平方km程度で、多くの事例が見られるのは1～4平方km（正富 1977）といわれている。

ヒナが離巢してから飛翔を始めるまでの家族生活期に利用される環境は、日中は主に沼、川、湧水などの近くで、ある程度水位が高く、一部にヨシなどの丈の高い草がまばらな、やや開けたところのある地域であることが多い。また、ヒナの生長にともなって、浅い川や岸に近い沼の中など、水深50～60cmの部分も利用されるようになる（正富 1972）。ねぐらは、日中の行動域からあまり離れていないことが多く、比較的水位が低く、ヨシ密生地の場合でも密度が一部疎となったところが選ばれやすい（正富 1972）。

2. 問題点の抽出

(1) 繁殖に不可欠な湿原が、埋め立てや明・暗渠排水による干拓により草地、工業用地、宅地などに変貌し、湿原の面積は一貫して減少してきた。これは、十勝、釧路、根室、網走のいずれの管内でも認められるが、釧路湿原周辺で特に顕著である。

(2) 干拓や埋め立てによる直接的な湿原の破壊だけではなく、河川改修や明渠新設が、地下水位の低下による湿原の乾燥化や表流水位・水量の急激な変化をひきおこし、タンチョウの営巣環境を漸進的に破壊している可能性がある。また、湿原外の土地利用の変化（樹林の草地化など）が湿原の水文環境に影響している可能性もあるが、現在のところほとんど評価できていない。

(3) 湿原周辺の宅地、農地、工業用地などから湿原に流入する生活・工業廃水などが、水質の変化を通じて植生を変化させ、ひいてはタンチョウの繁殖環境を変質させる可能性

があるが、検討に耐える資料はないようである。また農薬の流入についても危惧されている。

(4) カメラマン、釣り人、観光客などの徒歩、船、航空機等による湿原への立ち入りが、営巣妨害となっている。ほとんど人間の失火または放火とみられる野火は、巣卵や雛の焼死、造巣材料の消失をひきおこしている。

(5) ヒナの死亡原因の一つとして、天敵、中でも野生化したミンクの可能性が指摘されているが、検討に耐える資料は得られていない。

(6) 広大な湿原を保存するために、法律による保護が加えられている。これらの法律はそれぞれ異なった目的を持っているが、その保護施策のうち、タンチョウの生息環境の維持にある程度効果があるのは、特別天然記念物および天然記念物(文化財保護法)、鳥獣保護区特別保護地区(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律)、道立自然公園第1種特別地域および同第2種特別地域(自然公園法)、道自然環境保全地域特別地区(自然環境保全法)であるが、これらの地域指定の状況はかなり貧弱で、この指定地域内で繁殖するタンチョウは、全体の2～3割程度にすぎない。

以下、繁殖地域別に、生息環境の保護にある程度効果が期待できる地域指定の概況をみると、

○釧路湿原……………中心部が天然記念物釧路湿原(約5,000ha)およびクッチャロ太鳥獣保護区特別保護地区(約3,800ha)に指定されているが、この中で繁殖するタンチョウは数番いにすぎない。特に湿原北部(塘路湖、シラルトロ湖など)が地域指定からはずれている。

○別寒辺牛川流域・厚岸……………1～2番いが厚岸道立自然公園第2種特別地域で繁殖しているにすぎず、別寒辺牛川流域の繁殖環境については、ほとんど完全に法的保護が欠如している。

○霧多布周辺……………霧多布湿原や火散布沼については、全域ではないものの厚岸道立自然公園第1種あるいは第2種特別地域の地域指定が行なわれている。ただし、ポロ沼など近隣小湿原は地域指定からはずれている。

○根室半島……………温根沼の一部陸域が温根沼鳥獣保護区特別保護地区に指定されているものの、タンチョウの繁殖地保護については法的配慮が欠如している。

○風蓮湖周辺……………野付風蓮道立自然公園第1種あるいは第2種特別地域に指定されている地域(春国岱とヤウシュベツ川河口)で確認された繁殖番いは4～5番いにすぎない。残る大多数が繁殖する風蓮川流域と走古丹については、法的保護が欠如している。

○野付周辺……………野付半島陸域の大部分は、野付風蓮道立自然公園第1種特別地域として保護が加えられている。

○十勝地方……………繁殖地である小湿原のうち、湧洞沼とキモン沼の水面については、湧洞鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。

【5】繁殖期のタンチョウ(非繁殖個体)の生息状況と問題点の抽出

1. 生息状況

1985年の調査(北海道 1986)では、非繁殖個体(3羽以上の群を作っているもの、付近に番いの相手と思われる就巣個体あるいはヒナ連れがみつからない単独個体、1才鳥)が54羽記録されたが、その分布は釧路地方と風蓮湖周辺および野付周辺に集中し、十勝地

域、別寒辺牛川・厚岸、霧多布周辺で記録されたのは3羽にすぎなかった。釧路地方で多くの非繁殖個体が記録されたのは、鶴居村の下雪裡給餌場と釧路市のクシロ丹頂鶴自然公園である。風蓮湖から野付にかけては、春国岱や野付半島の広大な干潟などを利用して来た。

2. 問題点の抽出

(1) 現在のところ、非繁殖個体の越夏期の分布の概要が把握できた程度であり、保護施策を検討するには情報が不足している。

(2) 陸域が自然公園第1種特別地域などで保護されている場合でも、越夏地として利用されている干潟は、生息地としての法的保護の対象にほとんどなっていない。

(3) 給餌場に夏期残留している個体は、今のところ10数羽程度であるが、栽培用に播いた種子を摂ることがあり、将来的には農作物への食害問題へ発展する可能性がある。

【6】タンチョウ保護の基本方針

これまで述べてきた、ツル保護の目的と方法および生活環の各期間での問題点をうけて、次のようにタンチョウ保護の基本方針を決定する。これらの基本方針は、タンチョウ保護のありかたを方向づけ、計画のすべての過程において判断の基準となるものである。

1. タンチョウをとりまく社会環境改善に関する基本方針

(1) 地域社会あるいは来訪者の理解をすすめるために、現地に活動拠点を設ける。

(2) 全国的あるいは国際的な理解をすすめるために、様々なメディアを活用したキャンペーンを行なう。

(3) 個人、地域社会、行政などを含むネットワークを充実し、情報の疎通をはかることにより、それぞれが十分に役割をまっとうできるようにする。

2. タンチョウとその生息環境改善に関する基本方針

(1) これまでに、タンチョウの個体と種の保護のために払われてきた努力・制度を支援し、ネットワークを背景に更に強力で推進する。

(2) 個体と種の保護にとどまらず、生息地の保護・拡大を推進する。これにあたっては、既存の種々の制度を最大限活用するとともに、全国ネットワークの支援を受けた土地の確保など、その時々状況に応じた柔軟な手法を用いる。

(3) タンチョウとその生息地に関する調査・研究を推進し、その結果を保護・管理活動に迅速にフィードバックする。

3. 保護活動の活動母体に関する基本方針

(1) タンチョウをとりまく人々のネットワーク化を推進し、個人の努力や善意を地域社会が支援する、北海道のツルを日本全体が支援する、日本のツルを国際社会が支援するという体制づくりを行なう。

(2) ネットワーク化をフルタイムで推進できる人材と活動拠点を現地に置く。

(3) 活動のための資金は、全国の支援を受けたツル保護募金を募るほか、行政の活動や各種の補助制度等を積極的に活用する。

【7】当面の行動目標

タンチョウの保護のために解決しなくてはならない問題は、膨大でありかつ複雑に絡まり合っている。また問題解決の緊急性も、計画期間の取り方いかんでその順序は変わりうる。ここでは、当面（5から10か年程度）の期間について、緊急性においておおむね上位

にある、あるいは問題解決の前提になるという点で、次の事項を当面の行動目標とする。

- 活動拠点の確保およびフルタイムでタンチョウ保護活動に専念できる人材の常駐。
- 現在の生息環境（越冬地および繁殖地）を保全する。

【8】行動目標達成のための機能分担

1. 活動拠点の確保

ネットワークづくりを推進するためには、タンチョウにかかわる人々の中に活動拠点を置くことが不可欠である（単に連絡が取りやすいというだけでなく、タンチョウへのかかわりにおいて、同様の空気を感じとれることが大切と考えられる）。

また、タンチョウ保護へのきめ細かい対応を行なうためには、タンチョウにかかわる人々（個人や行政など）との情報交換が容易な位置であるとともに、毎日、タンチョウの動きを肌で感じ取ることのできる場所であることが望ましい。

2. 生息環境の保全

(1) 繁殖地の保全

タンチョウの繁殖地は、大は釧路湿原から、小は牧場の間に点々と残された小沼沢地まで、その規模に大きな開きがある。その規模によって最も効果的あるいは適用しうる保全のための施策は、当然異なってくる。

湿原の規模を大きく3つに分け、湿原を面として保全するための機能分担を次のものとする。

○大湿原（釧路湿原程度）

規模が極めて大きく、個人や任意団体、公益法人等では、体系的な対応がほとんど不可能である。行政（国あるいは北海道）主導型の一貫した保護施策によることが適当である。

具体的な施策としては、次のものを挙げることができる。

- ・天然記念物（国あるいは道指定）の指定あるいは区域の拡大。
- ・鳥獣保護区特別保護地区あるいは同特別保護指定区域（国あるいは道指定）の指定あるいは区域の拡大。
- ・自然公園（国立あるいは国定公園）の指定。環境保全にある程度の効果が期待できるのは、特別保護地区、第1種および第2種特別地域である。
- ・ラムサール条約登録地域の拡大。日本は当条約に対する特定の国内法を持たないため、他の法令（上記）による保全施策の拡大に応じて、登録地域を拡大する必要がある。

○中湿原（霧多布湿原程度から数100ha程度）

中程度の規模とはいえ、地域の面的保全のためには上記同様の行政主導型の保護施策による必要がある。

- ・天然記念物（国あるいは道指定）の指定あるいは区域の拡大。
 - ・鳥獣保護区特別保護地区あるいは同特別保護指定区域（国あるいは道指定）の指定あるいは区域の拡大。
 - ・道立自然公園の指定あるいは区域の拡大。環境保全にある程度の効果が期待できるのは、第1種および第2種特別地域である。
 - ・自然環境保全地域（道指定）特別地区の指定あるいは区域の拡大。
- かなりの規模で、面的に湿原域を保全するには、法的な対応が必要であるが、他方、

大湿原に較べて湿原規模が比較的限定されているので、湿原の重要な部分で、タンチョウが1～数番い繁殖している区域をサンクチュアリとして恒久的に確保し、タンチョウの繁殖地保護を確実に実効あるものとするのが可能である。また、このサンクチュアリには、ネイチャーセンターあるいは湿原研究センターを設置し、サンクチュアリおよびその周辺湿原の管理を行なうとともに、各地に散在中～小湿原の監視を続けるという、活動拠点としても機能する。

○小湿原（100ha程度から小池沼、小沼沢地程度）

規模が小さいため、上記の土地利用規制を主とした法制度を適用することは無理な場合が多いと思われる。ただし、タンチョウが安定して繁殖している小湖沼などは、鳥獣保護区特別保護地区あるいは同特別保護指定区域（特定鳥獣生息地の保護区）を設定することは可能である。

牧場の中の沢に沿って点々と分布する小沼沢地などの繁殖地については、土地の借り受けや買い受け、あるいは当該・周辺地主との協定による私設保護区とする。また、地元市町村の条例等による指定繁殖地あるいは、ツル保護特別委員会などによる登録繁殖地として、地域社会の協力を仰ぐ。

(2) 越冬地の保全

給餌場への極度の集中に批判はあるが、人工給餌は現在の環境のもとでは、タンチョウの越冬にとって不可欠である。既存給餌場を利用して、あるいは新規に設置することにより、恒久的な越冬期給餌場をサンクチュアリとして確保する（土地は借り受け・買い受けあるいは地主との協定など柔軟に対処する）。給餌の効果からは、中程度以上の規模の給餌場であることが望ましいが、給餌場とセットとなったねぐらを必ず確保するとともに、常駐のレンジャーによる高密度の管理およびサンクチュアリの恒久性を背景として、緊急避難にも対応できる給餌場サンクチュア리를めざす。

サンクチュア리를活動拠点としてネットワークを推進し、それを背景に、電線の移設・地下埋設あるいは自然餌の採餌可能地の拡大等のプロジェクトを実施する。

【9】当面の採用手段と行動主体

目標達成のための機能分担のうち、当面（2～5年）の期間を目途に実現をめざす目標と採用する手段・行動主体を次のように定める。

1. 越冬期給餌場サンクチュア리를鶴居村に確保する。

ねぐらと一体となった給餌場を恒久的なサンクチュアリとして鶴居村に確保する。ここを活動拠点として、タンチョウをとりまくツル保護ネットワークを実現する。

行動の主体……………ツル保護特別委員会

2. 霧多布湿原あるいは道東・十勝の小湖沼群を繁殖期のサンクチュアリとして確保する。

タンチョウの繁殖地のうち、中～小湿原・湖沼をサンクチュアリあるいは私設保護区というかたちで恒久的に確保する。

行動の主体……………ツル保護特別委員会

3. 釧路湿原の自然公園指定による保護施策の強化を図る。

タンチョウの繁殖地として重要な湿原である釧路湿原を、自然公園として指定し、生息環境の保全を図る。

行動の主体………環境庁

ツル保護特別委員会のかかわり………環境庁に対し、自然公園の早期実現を働きかける。また北海道開発庁等関係機関への協力要請をおこなう。

4. 法的保護の欠落しているタンチョウ繁殖地へ、鳥獣保護区特別保護地区等の指定をおこない、生息環境の保全を図る。

行動の主体………環境庁または北海道庁

ツル保護特別委員会のかかわり………環境庁・北海道庁に対し、指定を働きかける。また北海道開発庁・農林水産省等関係機関への協力要請をおこなう。

【10】 当面のタイムスケジュール

1. 越冬期給餌場サンクチュアリ

1986年 鶴居村サンクチュアリ基本構想策定。

1987年 サンクチュアリ（活動拠点）の設置。レンジャーの派遣。鶴居村サンクチュアリオープン。

1988年 鶴居村サンクチュアリ環境整備。鶴居村サンクチュアリ施設整備。

2. 中～小湿原の繁殖地サンクチュアリ（私設保護区）

1986年 候補地調査。

1987年 土地の買い受けあるいは協定等による確保。鶴居村サンクチュアリからレンジャーの巡回。以後、調査・情報収集→買い受け・協定→巡回を継続。

1988年 霧多布湿原サンクチュアリ基本構想策定。

3. 釧路湿原の自然公園指定

1986年 環境庁への要望書提出。関係機関等への協力要請。

1987年 レンジャーによる情報収集。以後、継続的に行政をプッシュ。

4. 法的保護の欠落する繁殖地の保全

1986年 既存資料の整理、問題点の抽出。

1987年 レンジャーによる情報収集。

1988年 関係行政機関への要望書提出。以後、継続的に行政をプッシュ。

おわりに

ツル保護特別委員会は、これまで述べたタンチョウ保護の全体構想とともに、その重要な手段である鶴居村サンクチュアリの基本構想を策定した。計画主体としてのツル保護特別委員会の構想を受け、1986年10月には、(財)日本野鳥の会を事業主体として、鶴居村中雪裡北十四線（伊藤良孝氏所有地）に「鶴居村 伊藤サンクチュアリ」が設置された。伊藤氏との協定によりサンクチュアリとして運営される地域は13haであり、この内、約1000㎡の土地は、日本野鳥の会が既に関し、活動の拠点となるネイチャーセンターの建設を予定している。これらの事業に必要な資金は、ツル保護募金とSAVE THE BIRDS ボードソン1986に寄せられた寄付などによっている。1987年からは、同サンクチュアリにレンジャーが常駐する予定であり、ここを活動拠点として、鶴居村さらに広く、道東のタンチョウ保護を推進することとなる。

タンチョウ保護の全体構想は、非常に多くの方々から寄せられた情報あるいは意見、ア

アイデアを参考に、ツル保護特別委員会での決定内容を骨格にして、ツル保護特別委員会事務局が素案を作成し、北海道在住のツル保護特別委員を中心として検討を加えた後、ツル保護特別委員会により策定されたものである。構想の作成にあたっては、関係行政機関、自然保護団体、タンチョウ給餌人・監視員、ツル保護特別委員会の顧問・委員の方々をはじめとする、タンチョウを取り巻く様々な、そして極めて多数の方達から、多大なご協力、ご指導をいただいた。紙面の都合上、ご氏名は省略させていただくが、ここに紙面を借りて、心よりお礼申しあげる。

ツル保護特別委員会事務局として、タンチョウ保護の全体構想の作成に、直接的にかかわったスタッフは、次のとおりである。

中村玲子(ツル保護特別委員会事務局長)、有田一郎、花輪伸一(以上日本野鳥の会)、尾崎清明、茂田良光(以上山階鳥類研究所、国際ツル財団日本支部)、宮下まみ(シマ・クリエイティブハウス)。

引用文献

- 北海道. 1986. 環境庁委託タンチョウ特別調査報告書. 184pp.
- 正富宏之. 1970. タンチョウの生活における諸問題 I. 専修大学美唄農工短期大学年報. No.1 : 37-45.
- . 1972. Ditto III. *ibid.* No.3 : 153-161.
- . 1974a. Ditto V. 専修大学北海道短期大学紀要 No.5 : 1-16.
- . 1974b. Ditto VI. *ibid.* No.6 : 4-12.
- . 1975. Ditto VII. *ibid.* No.7 : 1-14.
- . 1976. Ditto VIII. *ibid.* No.8 : 1-13.
- . 1977. タンチョウ. 257pp. 北海道新聞社.
- Masatomi, Hiroyuki ed. 1985. International Spring Censuses of *Grus japonensis* (Red-Crowned Crane) in 1984. 71pp. Special Committee on Crane Conservation, Wild Bird Society of Japan.
- 百瀬邦和・中村玲子. 1983. 北海道のタンチョウ保護の現状 *Strix* 2 : 121-130.
- 日本野鳥の会ツル保護特別委員会. 1986. 鶴居村サンクチュアリ基本構想. 77pp.

CONSERVATION STRATEGY OF THE RED-CROWNED CRANE IN HOKKAIDO, JAPAN

Secretariat of the Special Committee on
Crane Conservation, Wild Bird Society
of Japan.

The Red-crowned Crane, *Grus japonensis*, inhabits a restricted area in eastern Hokkaido, Japan. The population was estimated by aerial survey to be 231 cranes in the breeding season in 1985 and 391 in the wintering season in 1985-1986. While the cranes have increased more than tenfold in thirty years, their future status is far from being assured because of the continuous decrease of marshes due to reclamation,

over-concentration of cranes in artificial feeding grounds, and the lack of regular survey systems.

The Special Committee on Crane Conservation (SCCC) was established in January 1985 as a special committee of the Wild Bird Society of Japan (WBSJ) to enhance the coexistence of mankind and cranes. In September 1986, the SCCC decided on a conservation strategy for the Red-crowned Crane in Hokkaido. A short-term (3-5 years) tactic was adopted to establish a crane sanctuary in Tsurui Village, an important breeding and wintering area for cranes in eastern Hokkaido.

A guide line for further activity, the principal part of the SCCC conservation strategy, is presented here.

Based on an analysis of the perceived risks to crane survival and an evaluation of the countermeasures needed to cope with the risks, the Committee has established a fundamental policy for crane conservation consisting of the following three parts.

1. Improvement of the social situation among the people in the crane areas.
2. Protection of cranes as a species, and for improvement of their habitat.
3. Intensification of a nuclear organization for conservation activity.

From the standpoint of urgency and operation requirements, the following medium term (5-10 years) targets were selected.

1. Establish an activity base in the field and send a person to devote himself to conservation activity.
2. Protect and maintain the present breeding and/or wintering habitat.

To achieve these objectives, adequate operations for crane conservation were organized by rearranging the adoptable system according to the size of habitat, eg. a registration of scattered breeding point in small swamp surrounded by agricultural land, a request to an administration for the designation of Wildlife Protection Area or Natural Park and so on.

Based on this conservation strategy, the WBSJ decided to establish a crane sanctuary in one of the artificial feeding grounds in Tsurui Village as an activity base for further conservation operations and ensure the existence of a feeding ground.

As the first step, about 1000m² of land has already been bought by the WBSJ. Also arrangements have been made with a land owner to use the land around the sanctuary. The sanctuary will open in autumn 1987.

c/o Wild Bird Society of Japan. Aoyama Flower Building, 1-1-4, Shibuya, Shibuya-ku, Tokyo. 150.